

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	神戸市 身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神戸市長

## 公表日

令和7年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき対象者に身体障害者手帳を交付している。 特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、事実についての審査、応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、事実についての審査、応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	福祉情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)身体障害者手帳台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表の20の項  番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局 障害者更生相談所
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市地域協働局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	部署名:神戸市障害者更生相談所 住所:神戸市中央区橋通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター3階 電話番号:078-361-2340
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float:right">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当市において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	評価実施機関名	神戸市	神戸市長	事後	
平成29年8月1日	I 5. ⑧	所長 櫻原 伴子	所長 南 誠二	事後	
平成29年8月1日	I 8.	住所: 神戸市兵庫区水木通2丁目1番10号 電話番号: 078-512-4453	住所: 神戸市中央区橋通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター3階 電話番号: 078-361-2340	事後	
平成29年8月1日	II 1. 一つの時点の計数か	平成27年1月21日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年8月1日	II 2. 一つの時点の計数か	平成27年1月21日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	I 5. ②	所長 南 誠二	所長	事後	
令和1年5月1日	II 1. 一つの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	II 2. 一つの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	IV 1.		基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	
令和1年5月1日	IV 2.		十分である	事後	
令和1年5月1日	IV 3. 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年5月1日	IV 3. 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年5月1日	IV 4.		十分である	事後	
令和1年5月1日	IV 5.		○提供・移転しない	事後	
令和1年5月1日	IV 6.		○接続しない(入手)	事後	
令和1年5月1日	IV 6. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年5月1日	IV 7.		十分である	事後	
令和1年5月1日	IV 8.		○自己点検 ○内部監査 ○外部監査	事後	
令和1年5月1日	IV 9.		十分に行っている	事後	
令和2年9月16日	I 5. ①	保健福祉局 障害福祉部 障害者更生相談所	福祉局 障害者更生相談所	事後	
令和2年9月16日	I 7.	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎2号館2階) 電話番号: 078-322-5175	神戸市長室情報戦略部 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号: 078-322-5175	事後	
令和2年9月16日	II 1. 一つの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月16日	II 2. 一つの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月29日	I 4. ②	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第16項)  (別表第二における情報照会の根拠) 法令上の根拠がないことから、身体障害者手帳事務は情報照会しない。	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第16項)  (別表第二における情報照会の根拠) 法令上の根拠がないことから、身体障害者手帳事務は情報照会しない。	事後	
令和3年9月29日	I 7.	神戸市長室情報戦略部 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号: 078-322-5175	神戸市長室 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号: 078-322-5175	事後	
令和4年6月1日	II 1. 評価対象の事務の対象人数は何らか	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年6月1日	II 1. 一つの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年6月1日	II 2. 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	
令和4年6月1日	II 2. 一つの時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年6月1日	III しい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
	I 3.	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表の20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	事後	
	I 4. ②	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第16項) (別表第二における情報照会の根拠) 法令上の根拠がないことから、身体障害者手帳事務は情報照会しない。	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表37の項	事後	
	I 7.	神戸市長室市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号: 078-322-5175	神戸市地域協働局市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号: 078-322-5175	事後	
	IV 8.		十分である (判断の根拠) マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
	IV 11. 当該対策は十分か		十分である (判断の根拠) 当市において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」)、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。	事後	